

徳島県生活環境保全条例 の一部改正について

徳島県生活環境部環境管理課

危険な盛土等による被害

令和3年7月、静岡県熱海市で大雨に伴い盛土が崩落し、
大規模な土石流が発生したことにより、甚大な人的・物的被害が生じました。



R3.7 静岡県熱海市 死者28名、住宅被害98棟



出典：国土交通省、農林水産省、林野庁パンフレット抜粋

盛土規制法 パンフレット



盛土規制法の概要

- ・規制区域の指定

盛土等の崩落により人家等に被害を及ぼしうるエリアは、規制区域として**指定**

- ・安全な盛土等の造成

規制区域内で盛土等を行う場合は、あらかじめ都道府県知事等の**許可**が必要

- ・盛土等を安全に保つ責務

規制区域内の盛土等が行われた土地では、過去の盛土等を含めて、土地所有者等が常に**安全な状態**に維持する必要がある

- ・実効性のある罰則

罰則が抑止力として十分機能するよう、無許可行為や命令違反時に対する懲役刑や罰金刑の水準を強化

出典：国土交通省、農林水産省、林野庁パンフレット抜粋

生活環境保全条例とは

徳島県環境基本条例の本旨にのっとり、公害の防止のための規制並びに日常生活及び事業活動における生活環境への負荷の低減を図るための措置について必要な事項を定めること等により、生活環境保全対策の総合的な施策を推進し、もって現在及び将来の県民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とする。

生活環境の保全に関する規制

- ・大気の汚染に関する規制
- ・騒音に関する規制
- ・水質の汚濁に関する規制
- ・土壤及び地下水の汚染に関する規制
- ・**土砂等の埋立て等に関する環境保全**
- ・地下水の採取の適正化
- ・指定化学物質の適正な管理

生活環境保全条例の概要

(土砂等の埋立て等に関する環境保全)

目的	土砂等の埋立て等について必要な規制を行うことにより、 土壤汚染及び水質の汚濁並びに災害の発生を防止 し、もって生活環境の保全を図るとともに県民の生活の安全を確保する	
規制行為	土砂等の埋立て等 土砂等による土地の埋立て、盛土その他の土地への堆積をする行為で 埋立て等の面積は問わない 。	特定事業 区域以外の場所から採取された土砂等による埋立て等をする事業で、その区域の面積が 3000平方メートル以上 であるもの。
規制内容	① 土壌基準に適合しない土砂等 を使用しての埋立て等、土地の提供禁止。 ② 土砂等が崩落し、飛散し、又は流出しないよう必要な措置 を講じなければならない。	① 知事の許可が必要。 ② <ul style="list-style-type: none">・土砂等の搬入の届出・土砂等の量の報告・土壤検査、水質検査の報告等
規制対象	① 土砂等の埋立て等を行う者 ② 土地の所有者等	① 特定事業を行う者
措置命令	① 土砂等の埋立て等の停止 ② 汚染状態の調査等	③ 土壤汚染及び水質汚濁防止措置 ④ 災害（崩落、飛散もしくは流出）防止措置
罰則	最高 1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金	
施行日	土砂等の埋立て等に関する環境保全が平成17年10月1日から施行	

特定事業の許可の基準

- 一 事務所が設置されること。
- 二 表土が土壤基準に適合する土砂等であること。
- 三 特定事業が完了した場合、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがない構造上の基準に適合するものであること。
- 四 浸透水を採取するために必要な措置が図られていること。
- 五 土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られていること。
- 六 申請者が次のいずれにも該当しないこと。
 - イ 命令を受け、必要な措置を完了していない者
 - ロ 許可を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者
 - ハ 特定事業の施工に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがある者

構造上の基準の適用除外となる行為

生活環境保全条例施行規則別表第七（一部抜粋）

- 5 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第十条の二第一項及び第三十四条第二項(同法第四十四条において準用する場合を含む。)の規定による許可を要する行為
- 11 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和三十六年法律第百九十一号)第十二条第一項及び第三十条第一項の規定による許可を要する行為
- 13 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項及び第二項の規定による許可並びに同法第五十九条第四項の規定による認可を要する行為

法令と条例の関係性

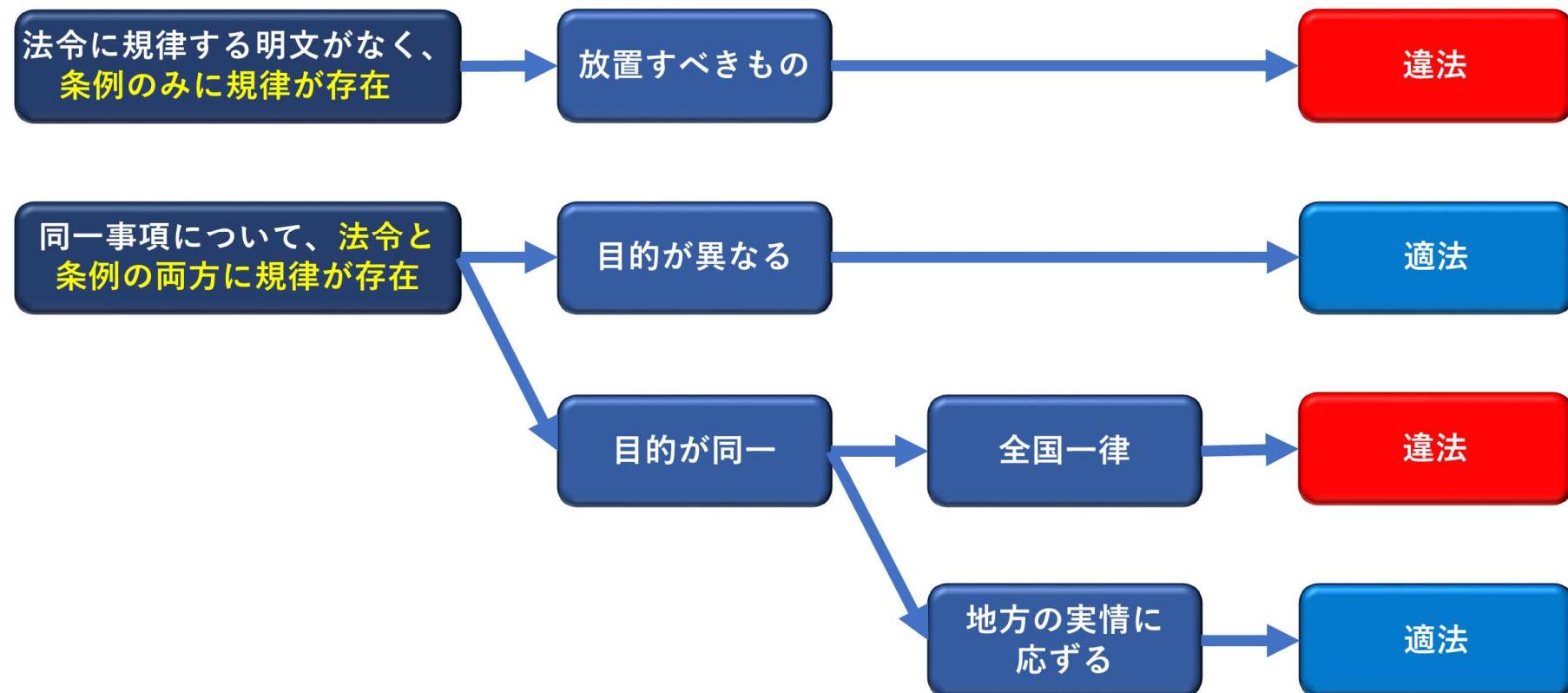
日本国憲法第94条

地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、**法律の範囲内で**条例を制定することができる。

地方自治法第14条第1項

普通地方公共団体は、**法令に違反しない限り**において第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。

法令と条例の関係性



他県の状況

一部改正（盛土規制法との重複規定の整理）

- ・茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
- ・栃木県土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
- ・群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例
- ・三重県土砂等による埋立て等の規制に関する条例
- ・大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例

廃止

- ・大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例

改正条例施行日

徳島県生活環境保全条例
(土砂等の埋立て等に関する環境保全)

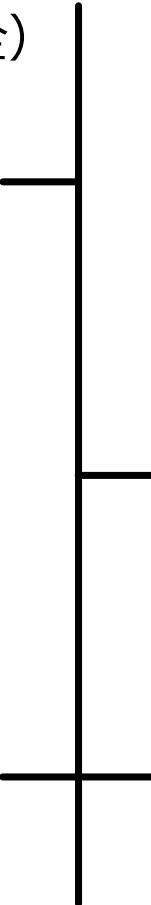
平成17年10月1日施行

盛土規制法

令和5年5月26日施行

改正条例施行日

区域指定日



盛土規制法以外による改正

生活環境保全条例第63条第2項第5号

特定事業に使用される土砂等について、
当該土砂等の採取場所ごとに当該土砂等を区分するための措置



資源有効利用促進法省令に基づく
ストックヤード運営事業者登録制度と重複



※国土交通省 パンフレット参照

今回の改正の対象に

今後の予定（案）

令和6年12月中旬	パブリックコメントの実施
令和7年 1月	第2回生活環境部会の開催
2月	2月県議会
4月以降	条例改正案の提出 改正条例施行 (盛土規制法区域指定)